

令和7年度 滋賀県LPガス料金負担軽減支援事業

【値引き(支援)事業 第5回目について】

1. 第5回目として、値引き支援事業が引き続き行われることになりました。販売事業者の皆様ご協力よろしくお願いいたします。
前回との変更内容は次のとおりです。手続き等は前回と同様です。

対象月：12月検針分の1か月対象

値引額：対象月上限1,650円(税込み)

※12月検針したお客様の料金より上限1,650(税込)を値引きしていただきます。前月までお客様であったかどうかではなく12月に検針し料金が発生したお客様が対象となります。

※上限が税込み1,650円となりますので、その金額の料金に満たないお客様へは請求額が値引き額となります。

販売事業者への事務手数料：値引きをしたお客様数×300円(税込)
【上限1,200,000円】

※12月の対象のお客様数に対して300円を掛けた金額が手数料となり、精算時に値引き支援額と同時に振り込みます。

2. 支援金事業の流れについて

10月前半より、LPガス販売事業者の皆様には第5回目の要領および手引書等を郵送させていただきます。お手数ですが、前回までと同様に、交付申請書(3点セット)のご提出をお願いいたします。

申請書の審査後、交付決定通知書を送りますので、交付後、値引きを開始していただく流れになります。ご準備よろしく申し上げます。 ※申請書3点セット：申請書・お客様一覧表・料金表

3. 値引きお知らせチラシについて

第5回目の値引きお知らせチラシ(A5両面カラー)は9月末に郵送させていただきます。